

議会議員・農業委員会の委員の定数  
及び任期等の取扱い小委員会

最終報告書

平成20年9月25日

小林市・高原町・野尻町合併協議会

◆ 議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会の最終報告について

本小委員会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会より付託を受けた、新市における議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて、協議・検討を重ねた。

付託された事項の協議結果について、次のとおり報告する。

＜議会議員の定数及び任期等について＞

(1) 確認されたこと

1. 議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第8条第2項及び第3項の規定により、小林市の議会議員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の議会議員の定数24人に、高原町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数6人、野尻町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数5人を加え35人とする。  
公職選挙法第34条第1項の規定により、合併後50日以内に、高原町の区域を選挙区とする増員選挙（定数6）及び野尻町の区域を選挙区とする増員選挙（定数5）を実施するものとする。
2. 合併後最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定を適用せず、議会議員の定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。
3. 議会議員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。

(2) 経過

議会議員の取扱いでは、まず前協議会（1市2町1村の合併協議会及び1市1村の合併協議会）における協議経過等について確認し、共通認識を図った。

編入される側の議員が失職となる地方自治法の原則と、合併特例法に定められた定数特例または在任特例の適用について、どの方法を選択すべきかの協議が進められ、それぞれの報酬、選挙経費、議場設置等の経費を含んだ比較表を基に議論を深めた。

【第1回】

小委員会のスケジュール及び協議すべき事項の確認等を行った。

【第2回】

地方自治法の原則（編入される議員の失職）については、「住民感情からして認めがたい」、「今までの経緯で小林市民の賛同も得られるのではない

か」ということで、次回以降は協議しないこととした。

【第3回～5回】

定数特例と在任特例のそれぞれの必要性（行財政改革の観点、住民の不安解消、アンケートによる住民の声等）について議論が交わされたが、非常に難航し、第5回小委員会においても調整がつかず、第6回小委員会（8月28日）に継続協議となった。

【第6回】

①2回目の特例を適用するのかどうか②選挙区を設けるのかどうか③合併後最初の一般選挙における議員定数について④報酬についての審議機関について協議した。その後、定数特例と在任特例適用の協議を行ったが調整がつかず、9月6日に第7回小委員会を開催することとなった。

【第7回】

全会一致をもって定数特例を適用することとなった。

## <農業委員会の委員の定数及び任期等について>

### (1) 確認されたこと

1. 高原町及び野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。
2. 農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
3. 在任特例適用後、1市2町のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、旧小林市区域22名、旧高原町区域8名、旧野尻町区域6名を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。
4. 農業委員会の委員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。

### (2) 経過

農業委員会の委員については、農地を取扱う特殊性、地元委員の地域密着型である現状や重要性について協議を重ねた。

7月11日に3市町の農業委員会の代表者会が開催され、第3回の小委員会で報告された。内容については、

1. 新市に一つの農業委員会を設置し、2町に分室を置く。
2. 選挙区を3つ設置する。（旧3市町区域）
3. 公選委員数の現状維持。
4. 在任特例の適用を要望する。

ということであった。これらの意見等も踏まえた上で協議を行い、第6回小委員会において調整方針（案）の最終確認を行った。

- ◆ 8月28日の合併協議会において中間報告を行った。  
(第1回から5回までの内容については中間報告書により報告済)

## 第6回小委員会経過報告

8月28日 高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室

### ■ 議会議員の定数及び任期等

小林市選出委員から「定数特例」、高原町・野尻町選出委員から「在任特例」を望む意見が多く出されたが、意見が集約できないため、前向きに譲歩することを前提に、次回(9月6日・小林市役所 4階大会議室)を最後の小委員会として開催し、協議・確認とすることとした。

#### 【各項目と主な意見】

##### ● 2回目の特例の適用について

意見を踏まえ、2回目の特例は適用しないことを確認した。

- ・まず、特例の適用が、定数特例をやるのか、在任特例をやるのか、これが決まらなると無駄だと思う。
- ・議員定数は議会自らが決めるべき。今回は2回目の特例の適用と選挙区に止めておいた方がよい。2回目の特例は適用しない、選挙区は設けない考えである。
- ・30人でこの小委員会で決まったとして、新市の議会ですらに削減という方法はできるのか。
- ・2回目の特例については、適用しないで良いのではないか。
- ・小林市議会では、2回目の特例は適用しないと決まった。

##### ● 特例適用後の選挙区について

意見を踏まえ、合併後最初の一般選挙で選挙区は設置しないことを確認した。

- ・2回目の特例は適用しないということで確認しあったので、最初の一般選挙においても選挙区は設けるべきではない。選挙区は設置しない方がよい。
- ・新しい1つのまちをつくるので、選挙区は設けるべきではない、オープンの選挙で良いのではないか。
- ・小林市も全員協議会で選挙区は設けないということになっている。

##### ● 新市の議員定数について

意見を踏まえ、「合併後最初の一般選挙における議員定数は26人以内で新市において調整する」こととした。

- ・まず、法定数上限の30人としておいて新市の議会においてどれだけ削減していくかを協議し、決めていくべきである。
- ・法定数で定めておいて、新たなまちづくりの中で条例定数を決定していけば良い。
- ・類似都市の議員定数一覧表は、協議会の中であの数字を決めて出しているのか。
- ・この小委員会で決めた定数と議会で決める定数は、どちらを優先するのか。
- ・小林市議会としては、全国の類似団体を見ても、定数は24人で良いという結論を見た。
- ・今回は上限定数でいって、新市において小林の条例に基づいて定数は定めるべき。小委員会は法定定数30人以内で定めていた方が、後の協議がやりやすい。
- ・住民の負託に応えるためには、法定数の30人で決めておいて、新市においては、大幅な削減をするというような附帯条件付きで載せておけば良い。
- ・前回の合併協議会において、野尻の委員から定数を20人で決めるべきという意見を記憶している。今回30人と決めたのは、議会の総意なのか。
- ・新市のまちづくりで住民が求めているものは、議員の数が多いという意見。1年1か月の在任特例で小林の条例に基づき24人で良い。20人とは述べていない。
- ・小林市の言った24人は住民感情を考えて、決めて持ってきている。
- ・合併協議で、「小林市議会が決めた」という言葉はいかがなものか。「意見として出たが皆さんどうか」と言うなら、賛同の仕方は十分ある。前回への住民感情を十分踏まえた上で、在任特例・定数特例を判断すべきではないか。
- ・定数は、24人から26人というような幅を持たせることはできないか。
- ・幅を持たした上で、新市の議会でさらに削減を求める条件をつけるということかどうか。
- ・せっかく協議する中で、議会で決めたと言われると、小委員会はそのままだなくてはいけないということになる。
- ・小林市議会は一般選挙で選挙区を設けない、定数は合併した6万都市の平均定数の24～26人が妥当という意見。野尻と高原の委員も一般選挙は大幅な削減をするとの意見。26人以内で合併の日までに調整するということになるのでは。
- ・小林議会で24人か26人に決まったような言い方をされた。合併しても大幅な議員定数削減をやらなくてはならない。小委員会での定数を議会で審議してくださいというやり方をしてほしい。
- ・合併する意味は何なのか。財源がないことを基本におけば、合併で議員定数

を削減することに大賛成。

- ・ 上限定数を言ったが、新市において大きな削減は必要である。合併後は小林の条例で行くので、数字を謳わなくても小林の条例で自ずと24人と数字は出てくる。
- ・ 問題は新市の13ヶ月間の中で、どのくらい新市のまちづくりが構築できるか。定数は26人以下で、新市の中で決定するという文言で、含みを持たせるべき。
- ・ 議員、一般市民も大幅な削減を考えている。定数は26人にして次の選挙までに、十分検討し、さらに削減の方向で決めていただきたい。
- ・ 第1回の選挙は、各地区から少しでも多くの議員が議会に参加・協議してもらおう意味で、高原町議会でも定数は26人か28人で、その先は24人でも構わないという意見である。
- ・ 野尻の議員も合併を前提に協議会に臨んでいる。在任特例を要求しながら、その数の中で新たな新市の定数も審議されるべき。
- ・ 野尻・高原の在任特例の要望が聞き入れられることによって、本当のまちづくりができるのではないか。
- ・ 26人以下で調整するということを進めていただきたい。
- ・ 小林市は、26人以内で、合併までに調整するというところでどうかということでも話をした。
- ・ 高原町は、小委員会としては26人以内で調整するというところでどうか。
- ・ 野尻は平均値が24から26ぐらいだったが、ただこれに市の面積も絡んでくる。住民の意見も考えると、26人以内という表現で良いのではないか。
- ・ 合併までに調整するのか、新市の中で決定するのかで文言が違ってくると思う。
- ・ 合併までに調整ではなく、新市において調整するというほうが良いと思うが。
- ・ 合併後の13ヶ月間で新市のまちを構築できれば、議員数を減らせる可能性はある。合併まででなく、新市の中で決定という文言を入れてもらいたい。
- ・ 26人以下で確認をとったから、条例定数26人で決定して良いのではないか。
- ・ 新市になってからでは小林の条例適用で24人となる。合併の日までに調整するということになる。
- ・ 26人で条例を決めて、新市で次の選挙の時は定数を調整の表現にしてほしい。
- ・ 小林市議会で条例改正しないといけませんが、26人で議会を通るのかということも出てくる。幅を持たせてほしい。
- ・ 新市の議会で条例改正をされれば良い。合併時の選挙は在任特例か定数特例

かで、増員選挙と条例定数は関係ない。

- ・小林の条例定数は24人で、定数特例でも在任特例でも、大幅にオーバーする。
- ・在任特例か定数特例かいずれ出るので、新市の議会で条例改正をすれば問題ない。

#### ●報酬の取扱いについて

「報酬の取扱いについては、小林市特別職報酬等審議会に諮り定める」ことを確認した。

#### ●特例の適用について

##### <小林市選出委員の意見>

- ・小林市は最初から定数特例と言っている。これは譲るわけにはいかない。合併して新しい市議会になる。みんなが新しい小林市をこれから盛り上げて、盛り立てていくという新市の希望を持って、議員として、胸を張って出てきていただきたい。
- ・報酬の取扱いについては、小林市特別職報酬等審議会に諮り定めるという確認をとったので、ここで経費のことは言えるのか。
- ・在任特例で新しく議場を造った場合、どの程度の費用がかかるか試算してないか。
- ・議場の改築等を含めたときは、数千万円のお金が必要。今の小林市議会で審議するには35人がギリギリで、定数特例しかない。わずか1年のために、数千万円の金は使えない。
- ・公民館あたりで議会をしたら、小林市民はなんと言うと思われるか。私たちも原則でとは言っていない、定数特例までは小林市も認めようと言っている。
- ・定数特例に変わりはない。新法での事例は、原則と定数特例で80%占めている。小林市民は、なぜ今、高原・野尻は合併を申し込まれたのかという疑問がある。町長は不退職の決意で、今回は合併を成功させたいと申し込みをされた。住民の人口割、住民の感情を考えると、これから新しいまちをつくっていくときには、やはり小林市民の感情を逆撫でするようなことには賛同しかねる。
- ・意外と早く合併に来た原因は、まちづくりもだが、財源的なものがあつたのではないか。区長が設置されれば、住民の意見は市の方に伝えることもできる。議員がみんないなければというのは疑問。高原・野尻に11人いるので、住民はその人たちに伝えることができる。必ずしも在任が良いとは思っていない。区長設置と定数特例であれば定数特例に賛成する。

- ・学識だけ集まっても平行線で時間の無駄。
- ・意見の食い違いがあり、小委員会では平行線のままだ。合併協議会に差し戻して協議した方が、より良い意見が出る。
- ・採決しても3分の2以上でないといかんというがあるので、今のままではとてもまとまらん。
- ・それは小林側に歩み寄るといふことの発言か、このままそちらが在任で行くということになれば、何回開いても同じ。その意味合いが分からない。
- ・住民に理解を得るには、人口比例で行くべきであり、野尻町が5、高原町が6、小林市が24と、それなら住民の理解が得られる。
- ・32名の委員がおられるので、その中で多くの意見を聞くのが良い。この人数で協議しても平行線だと思う。
- ・我々は議員の定数・任期について検討している。新市の基本計画、地域自治区等は別の委員会で前向きに検討されたと聞いているが、どう考えているのか。
- ・住民感情が一番問題。これから新しいまちをつくっていこうと、住民の協力がなければ新しいまちはできない。反目し合っては新しいまちづくりどころではない。
- ・高原町・野尻町は、住民の不安、合併協定項目の審議のために在任をという意見。財政が厳しいから合併の話になってきた。選挙費用対人件費を見ると、在任よりも定数の方が行革に繋がる。市民は議員定数の増加は望んでいない。議員の質の問題で、少数でも声を出せる議員を選んできたらどうか。地域自治区長を置くことで十分不安解消に繋がる。小林24人、高原6人、野尻5人は皆さん納得のいく数だ。議員を選んで、住民の声を十分反映させていくことが求められる。
- ・まず、編入合併の議員定数の考え方として、原則として町の議員は身分を失う。特例で在任・定数がある。良いまちを活発な意見を出してやっていこうということで、小林は定数特例を主張している。在任特例を主張されるが、合併の主旨から逸脱しているのではないか。
- ・6回も小委員会の中で協議してきて、全ての意見が出尽くしたと思う。今更、皆さん方を納得させるような意見はない。
- ・小林市の住民感情、高原町・野尻町の住民の不安解消はイコールだ。財政が健全であれば合併する意味もない。広域的な西諸をということで、合併を申し入れたのではないのか。

#### <高原町・野尻町選出委員の意見>

- ・野尻としては在任特例でお願いしたい。理由は小委員会各委員の意見で、財政的理由や経費の削減が多い。在任特例を使って、報酬については現行報酬



であれば在任特例の方が百万円程度安くなる。13ヶ月間で新しいまちをきちんとつくることで、定数を24人以下にもできる。

- ・審議会が決めた報酬から何%カットと公約としてできる。野尻・高原は現行報酬で良いと確認をとっている。審議会に野尻・高原から申し入れをすれば大丈夫だ。
- ・13ヶ月間の間に議場をつくる必要はない。持ち回りではなく小林市中央公民館でも対応できる。きちんとした議場でないといけない理由が分からない。議場は、その人数に応じた形で使えば、13ヶ月の間はそれでも良いと思う。
- ・なんで中央公民館で議会をすることに、市民が反発するのか分からない。
- ・議員自らが意見を言うと保身だの言われる。学識経験者だけ集まって、その中で協議していただくのはどうだろうか。
- ・今回は合併を成功させたい。編入される側としては、住民の声を反映させるため、合併して13ヶ月は、新しいまちづくりのために、一人でも多くの議員が議会に参加して携わってもらい、我々も新しい小林市民としてやっていきたい。
- ・住民とも話したがどうしても議員を在任していただきたいとの話を聞いた。
- ・小委員会の中で学識だけで話すというのは、どういうものか。小委員会の中で、ほとんど意見は述べられた。
- ・学識委員が住民としての考えを持って、意見交換をするのは良いのではないか。
- ・本会議場に入りきらないから在任は認められないのはおかしい。高原町・野尻町を含めて予算も大きくなり、全体の人口も6万を超す人口になる。
- ・小林市の委員からは、編入とか住民感情を全て前提として意見が出されている。新しいまちづくりを皆でやろうという前向きな発言が全然見受けられない。
- ・議場が足りないとか、住民感情がとか、編入だからとか、そういう意見が主になっている。小林の皆さんがなぜ定数なのかということをお納得できる形でまとめていただければ、我々も納得する。
- ・高原町も行政改革を進めて、いろいろな経費削減を図ってきた。今回の決算等を見ても、堅実な行政運営をしている。合併して2つの予算が小林に入り、全体予算も大きくなる。小林市全体の新しい市をつくるにおいては、前の法定協議を踏まえて今回は編入になると説明を受けており、住民説明会の中でも説明している。
- ・報酬はこれの中で協議すべきではないということだが、一番住民が気にしているのは、報酬、経費だ。報酬は現行報酬でできる。野尻の議員に対して、定

- 数を認めたと言いたいが、その理由が納得できない面がある。
- ・ 高原は財政が悪いから立て直しを図りなさいという附帯条件があった。一生懸命努力した結果、好転をしている。将来のことを含めて、財政が悪いから合併じゃなくて、力のある自治体を目指さないといけない。目先のことだけで判断してはいけないし、住民感情という意見もある、
  - ・ 前向きな考えじゃなければ、協議の延長は望んでいない。前向きな意見があるという確認をした上で言っている。
  - ・ 持ち帰って検討して、良い方向に行くように今度結論を出したいと思うので、もう1回開いてほしい。

## 第7回小委員会経過報告

9月6日 小林市役所4階大会議室

- 協議に入る前に高原町の委員より2町の委員での話合いの時間を15分程度頂きたいとの申し出があり、別室において行われた。

### 【話合いの結果報告】

- ・ 開会と同時に休憩をさせていただき、野尻町委員4名、高原町委員4名で、協議し両町の意見を取りまとめた。小林市の委員から意見等を言われたが、私たちに、新しい小林市をつくるために、高原町・野尻町が小林市に参加して、ひとつの新しい市をつくる中での意見を申し上げてきた。最終的には町民の皆さん方、各団体のいろんな意見があり、定数特例で一致した。どうかよろしく願います。後でそれぞれの委員から意見等を述べるが、聞いていただき、了解をいただきたい。定数特例で、新しい小林市を、力を合わせてつくりたいという気持ちの上で、報告を申し上げます。

### <小林市選出委員の意見>

- ・ 高原・野尻の皆さんは何遍も協議され、本当にご苦労されたことを察する。小林側が編入される側であったら、同じ気持ちであったろう。しかし、新しいまちをつくるためであったので、分かって欲しい。新しい小林市に向かって、小林が一つになって、本当によりよい小林を皆さんでつくっていききたい。
- ・ お互いに協力していきたい。定数特例ということで、元須木としては、前回合併したかったが、今回一緒に合併になるということであれば、非常にうれしい。これからも一緒に新しいまちづくりに協力していきたい。
- ・ 結論を出していただきありがたい。安堵をしたところである。これで一応解

決を見るわけだが、合併に向けて、いろんな協議が残されている。合併協議会を通じて、お互いに協力し合って、調印できることを希望する。

- ・ 協議を重ねた結果、やっと定数特例ということで、ご理解をいただき合併協議会につなぐわけである。合併後、力を合わせて意見を出し合い、いいことばかりではないと思うが、それを乗り越えて、これからは新しい小林市のまちづくりができればいい。
- ・ 合併議論の目的がずれてきたのではないか。究極の目的は、行財政改革、住民のための合併でなくてはならない。議員の身分保障の問題ではないのに、在任特例の議論に集中し、行財政改革を離脱した意見が出されてきた。反省しなければいけない。現高原町・野尻町の報酬を充てれば安くつくという計算になるが、報酬等審議会で審議するものである。今須木村から合併になって3名議員が出てこられたが、在任特例で議員が全員いたときより、声が大きく、真剣に議論されている。地域自治組織の設置という点からも大きな安心が得られる。議員定数で禍根を残さず本当にいいまちをつくっていきたい。
- ・ まず、皆さん方に感謝を申し上げる。今までの議論によって、禍根が残ることは絶対にあってはならない。そのことは私たちも踏まえている。須木と合併して、2年半近くになるが、いい点、おかしな点が見えてきた。そういうことを話し合いながら、一つのまちに早くなるということが私たちに与えられた使命である。
- ・ 前回、野尻町・高原町が離脱されて小林と須木だけが合併したわけだが、今回、高原町・野尻町が在任を主張される理由は、十分解っていた。住民の声を反映していききたいというのが本音だったと思う。小林市としては、定数特例を主張してきたので、今回はくんでいただき、本当にありがたい。

#### <高原町・野尻町選出委員の意見>

- ・ 断腸の思いで定数特例を認めた。今まで小林市の委員は、「議会で決めてきた、住民感情が許さない、財政難だから合併を申し入れたのでは、合併をする気があるのか、救済合併なんだ」などの意見があり、我々とすれば住民の感情を逆撫でするような発言が多々あった。そういった中で議員を削減して入っていくことが、本当に心配でかなわない。前回の不調に終わったことを取り出して、協議の中に持ち込むことは、甚だ遺憾であった。禍根を残さないために、今後一切協議の中では出さないで頂きたい。
- ・ 在任特例について経費の問題、財政の面を考えて主張してきた。しかし、新聞の報道が出て、お前たちは保身じゃないかとすごく言われた。本当に計算をすれば、経費としては安くつくんだということはあった。しかし、ここまで進んだ協議をこのことで崩すわけにはいかない。前回の離脱がどうだったとか、そういうことは今後の協議に持ち込んでもらいたくない。

- ・ 定数特例ということで話をさせていただいた。私たちは合併委員として、出してもらい、住民の方はいろんな意見を言われて、私たちも意見を述べた。先月の28日に小林市の委員から力強い意見を頂戴したので、安心して定数特例でお願いしたい。
- ・ 受け入れてもらう側の立場として、ここにいるわけだが、我々参加する方の住民の声、受け入れていただく小林市の住民の意見も大変重要だと思った。今回の合併を逃すと今後の生活が大変難しくなると感じている。定数特例とし、合併協議会あるいは、合併そのものもいい方向に進んでいくよう希望する。
- ・ 全員で確認し合った今日が、合併に向けてのスタート。今後いろんな角度で、まちづくりに関し協議するが、今からが大事な詰めになってくる。今後とも、新しいまちづくりに向けたいご協力をよろしくお願いします。
- ・ 議員同士のあらゆる協議の中で、活発な意見のやり取りがされる姿に、学識の私も圧倒されるばかりであった。その中で、何回となく、意見を逃したこともあった。野尻の10年先、20年先のことを考えたときに、少子高齢化の時代になり、寂れた野尻が浮かんできた。高原町・野尻町の新しい議員が、小林市の議員たちと一緒にいろんなことに頑張ってくださいようお願いしたい。
- ・ 最初は在任ということで主張していたが、いろんな皆さん方の意見を聞く中で、定数特例がいいのではないかという意見も伺った。今までであったことも、一応踏まえて、これから新しいまちづくりに向けて、皆様方のご協力を得ながら、頑張っていきたい。

★小委員会等の開催状況

第1回	平成20年5月29日(木) ○ 小委員会スケジュール(案)について ○ 議会議員の定数及び任期等の取扱いについて(事務局資料説明)
第2回	平成20年6月26日(木) ○ 議会議員の定数及び任期等の取扱いについて ○ 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて(事務局資料説明及び質疑応答) ○ 議会議員・農業委員取扱い小委員会臨時開催について
※ 先進地視察研修(平成20年7月8日~9日:延岡市・大分市)	
第3回	平成20年7月14日(月) ○ 議会議員の定数及び任期等の取扱いについて ○ 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて
第4回	平成20年7月31日(木) ○ 議会議員の定数及び任期等の取扱いについて ○ 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて
第5回	平成20年8月21日(水) ○ 議会議員の定数及び任期等の取扱いについて ○ 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて
第6回	平成20年8月28日(木) ○ 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱いについて(最終確認) ○ 議会議員の定数及び任期等の取扱いについて
第7回	平成20年9月6日(土) ○ 議会議員の定数及び任期等の取扱いについて(最終確認)